

1 漁業権者の名称及び住所	名 称	盛川漁業協同組合					
	住 所	大船渡市赤碕町字石橋前10番地 7					
2 漁業権の免許番号	内共第14号（盛川）						
3 遊漁についての制限の範囲	(1) 遊漁の方法等の制限	名 称	遊漁の方法	区 域	期 間		
					あゆ	友釣り 擬餌釣り (リール竿を除く。)	盛川本支流の 免許区域
			がら掛け(リール竿 を除く。)	猪川町大渡橋 から上流の免 許区域	8月25日から9月10日までの期間 内で組合が定めて公表する期間		
		やまめ	餌釣り 擬餌釣り	盛川本支流の 免許区域	3月1日から5月31日まで及び7 月1日から9月30日まで		
		さくらます	餌釣り	〃	3月1日から5月31日まで		
		いわな	餌釣り 擬餌釣り	〃	3月1日から5月31日まで及び7 月1日から9月30日まで		
		うなぎ	置釣り どう	猪川町大渡橋 から上流の免 許区域	1月1日から12月31日まで		
		うぐい	餌釣り 擬餌釣り がら掛け	盛川本支流の 免許区域	〃		
		かじか	餌釣り 擬餌釣り	〃	1月1日から9月30日まで		
	組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。						
	(2) 区域の制限	区 域			禁 止 期 間		
		大船渡市日頃市町甲子鹿鳴橋下流端から鷹高ダム 堤体の下流115メートルの点までの区域(ダム湖に 流入する支流を除く。)			1月1日から12月31日まで		
	(3) 漁具漁法の制限						
	(4) 全長の制限	名 称			禁 止 に 係 る 全 長		
		やまめ(ひかりを含む。)			13センチメートル以下		
		いわな			〃		
		うなぎ			30センチメートル以下		
うぐい			10センチメートル以下				
かじか			5センチメートル以下				
(5) その他	組合が濃密放流して開設するあゆ特設釣場及びあゆつかみどり漁場において遊漁をしようとする者は、組合が別に定めて公表した料金を納付しなければならない。						
4 遊漁料の額及びその納付方法	区 分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年 券	納付場所
	(1) 一般遊漁料	全魚種	あゆ	友釣り 擬餌釣 り がら掛け (リール竿を除 く。)	1,000円	7,000円	組合事務所及 び指定販売所
			やまめ いわな	餌釣り 擬餌釣 り			
			かじか				
			さくらます	餌釣り			
			うなぎ	置釣り どう			
			うぐい	餌釣り 擬餌釣 り がら掛け			
ア 小学生以下のときは、無料とする。 イ 中学生、肢体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする(日券を除く。) ウ 当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は、幼児、小学校児童、中 学校生徒、肢体不自由者及び75歳以上の者を除き、500円を加算した額とする。							
(2) 県内共通遊	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	個 人	団 体	納付場所	

	漁料	全魚種	あゆ	友釣り	24,000円	21,600円	岩手県内水面 漁業協同組合 連合会事務所
			やまめ いwana うぐい かじか	餌釣り 擬餌釣 り			
			さくらます	餌釣り			
			うなぎ	置釣り どう			
		雑魚	やまめ いwana うぐい かじか	餌釣り 擬餌釣 り	17,000円	15,200円	
			さくらます	餌釣り			
			うなぎ	置釣り どう			
5 遊漁承認証 に関する事項	(1) 組合は、遊漁料の納付を受けたときは、遊漁承認証を交付する。 (2) 遊漁承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。						
6 遊漁に際し 守るべき事項	(1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。 (2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。 (3) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしないこと。 (4) 遊漁者は、次の区域及び期間内にあつては、川底をかくはんしないこと。 猪川町大渡橋から佐野橋までの区域であつて、6月1日から11月30日までの期間						
7 漁場監視員 に関する事項	(1) 漁場監視員は、遊漁規則の遵守に関して必要な指示を行うことがある。 (2) 漁場監視員は、漁場監視員証及び腕章を所持する。						
8 違反者に対 する措置に関 する事項	組合又は漁場監視員は、遊漁者が遊漁規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、既に納付された遊漁料の払い戻しは、行わない。						

